（法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める基準）

**第三十六条の十七**　法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次のイからハまでに掲げる障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一号に規定する就労継続支援Ａ型に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下この条において「指定就労継続支援Ａ型」という。）を受ける者に関する取組を除く。）に係る事項について、次のイからハまでに掲げる表の上欄に掲げる項目及び中欄に掲げる評価の区分に応じ、当該項目について同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計（第四号において「取組に係る合計点数」という。）が、五点以上であること。

イ　体制づくり

| 項目 | 評価 | 点数 |
|---|---|---|
| 組織面 | 特に優良 | 二点 |
| | 優良 | 一点 |
| 人材面 | 特に優良 | 二点 |
| | 優良 | 一点 |

ロ　仕事づくり

| 項目 | 評価 | 点数 |
|---|---|---|
| 事業創出 | 特に優良 | 二点 |
| | 優良 | 一点 |
| 職務選定及び創出 | 特に優良 | 二点 |
| | 優良 | 一点 |
| 障害者就労施設等への発注 | 特に優良 | 二点 |
| | 優良 | 一点 |

ハ　環境づくり

| 項目 | 評価 | 点数 |
|---|---|---|
| 職務環境 | 特に優良 | 二点 |
| | 優良 | 一点 |
| 募集及び採用 | 特に優良 | 二点 |
| | 優良 | 一点 |
| 働き方 | 特に優良 | 二点 |
| | 優良 | 一点 |

（新設）